

裁 判 所	福岡地方裁判所
事 件 番 号	平成26年（ワ）第2721号、同第2734号、平成27年（ワ）第728号、同第3915号、平成28年（ワ）第825号
事 件 名	損害賠償請求事件
判決年月日	令和2年6月24日
判 示 事 項	経済産業大臣が福島第一原子力発電所の津波に起因する事故による被害発生防止に関して電気事業法（平成24年法律第47号による改正前のもの）に基づく規制権限を行使しなかったことが国家賠償法1条1項の適用上違法ではないとされた事例
判 決 要 旨	<p>経済産業大臣は、平成14年末頃には福島第一原子力発電所の主要建屋の敷地高さであるO.P. +10mを超える津波の到来を予見することが可能であったものの、福島第一原子力発電所の津波に起因する事故が発生する前の時点では、福島第一原子力発電所の主要建屋の敷地高さを超える津波が到来する切迫した危険性があると認識することは困難であったし、また、経済産業大臣において予見し得た津波と実際の津波とでは規模や到来の方向等に大きな違いがあることから、防潮堤等の設置や建屋等の水密化などの措置により上記事故の発生を回避することができた可能性は低いといわざるを得ないことに加え、被告国（保安院）が津波の安全対策について一定の対応を行っていたことや、平成19年に新潟県中越沖地震が発生し、その後は地震動についての安全対策が急務とされていたことも考慮すると、経済産業大臣が、上記事故による被害発生防止に関して電気事業法（平成24年法律第74号による改正前のもの）に基づく規制権限を行使しなかったことは、国家賠償法1条1項の適用上違法ではない。</p>
事案の概要	<p>本件は、平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波の影響で、被告Y株式会社（以下「被告Y社」という。）が設置し運営する福島第一原子力発電所（以下「本件発電所」という。）から放射性物質が放出されるという事故が発生したことにより居住していた地域からの避難を余儀なくされたと主張するX1らが、＜1＞被告Y社に対しては、本件発電所の敷地高さを超える津波の到来等を予見しながら、本件発電所の安全対策を怠ったなどと主張して、主位的に民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）709条、予備的に原子力損害の賠償に関する法律3条1項に基づき、＜2＞被告国に対しては、経済産業大臣が被告Y社に対して電気事業法に基づく規制権限を行使しなかったことが違法で</p>

	あるなどと主張して、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、連帯して、各損害賠償金等の支払を求めた事案である。
訟務月報	67巻2号